

第84期末(平成25年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	572,282	預金	4,314,759
現金	25,416	当座預金	566,559
預け金	546,865	普通預金	1,084,562
コーポレート	9,244	通知預金	53,736
買入金債権	24,640	定期預金	2,512,301
特定取引資産	25,752	その他の預金	97,599
商品有価証券	3,273	譲渡性預金	93,830
特定金融派生商品	22,478	債権発行高	5,019,107
有価証券	2,159,718	債券	5,019,107
国債	1,734,601	コーポレート	11,286
地方債	108,640	特定取引負債	16,939
短期社債	24,998	特定金融派生商品	16,939
社債	254,452	借用金	1,727,318
株式	27,946	借入金	1,727,318
その他の証券	9,078	外国為替	50
貸出金	9,549,055	外国他店預り	0
割引手形	282,685	外国他店借替	0
手形貸付	387,149	売渡外国為替	45
証書貸付	7,839,000	未払外国為替	3
当座貸越	1,040,220	その他の負債	189,397
外国為替	16,186	未決済為替借	0
外国他店預け	9,771	未払法人税等	12,622
買入外国為替	647	未払費用	12,378
取立外国為替	5,767	前受収益	10,872
その他の資産	39,080	従業員預り金	3,849
未決済為替貸	2	金融派生商品	2,032
前払費用	6,640	リース債務	26
未収収益	8,796	資産除去債務	81
金融派生商品	1,823	未払債券元金	125,774
その他の資産	21,818	その他の負債	21,758
有形固定資産	40,923	賞与引当金	4,130
建物	14,505	退職給付引当金	18,310
土地	23,645	役員退職慰労引当金	93
リース資産	25	睡眠債券戻損失引当金	4,124
建設仮勘定	227	環境対策引当金	235
その他の有形固定資産	2,520	支払承諾	82,037
無形固定資産	11,973	支払承諾	79,926
ソフトウェア	8,291	代理貸付保証	2,111
その他の無形固定資産	3,682	負債の部合計	11,481,619
繰延税金資産	53,125	(純資産の部)	
支払承諾見返	82,037	資本金	218,653
支払承諾見返	79,926	危機対応準備金	150,000
代理貸付保証見返	2,111	特別準備金	400,811
貸倒引当金	Δ225,921	資本剰余金	0
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	94,128
		利益準備金	17,014
		その他利益剰余金	77,114
		固定資産圧縮積立金	624
		特別積立金	49,570
		繰越利益剰余金	26,919
		自己株式	Δ995
		株主資本合計	862,598
		その他の有価証券評価差額金	13,882
		評価・換算差額等合計	13,882
		純資産の部合計	876,480
資産の部合計	12,358,099	負債及び純資産の部合計	12,358,099

第84期

平成24年4月 1日から
平成25年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収益		199,058
資金	運用収益	172,129	
	貸出金利息	157,150	
	有価証券利息配当	11,615	
	コールポート利息	150	
	買現先利	135	
	預け金の利	287	
	その他の受入利息	2,790	
役員	取引等収益	11,164	
	受入為替手数料	1,580	
	その他の役員収益	9,584	
特定	取引収益	6,186	
	商品有価証券収益	158	
	特定取引有価証券収益	50	
	特定金融派生商品収益	5,977	
その他	業務収益	4,465	
	外国為替売買益	2,318	
	国債等債券売却益	2,147	
その他	経常収益	5,112	
	償却債権取立益	190	
	株式等売却益	256	
	その他の経常収益	4,665	
経常	費用		172,399
資金	調達費用	35,277	
	預渡性預金利息	4,394	
	債権債券利	122	
	コールポートマネー利息	20,685	
	債券貸借取引支払利息	8	
	借入金利	0	
	その他の支払利息	9,970	
役員	取引等費用	95	
	支払為替手数料	3,943	
	その他の役員費用	365	
その他	業務費用	3,578	
	国債等債券売却損	752	
	国債等債券償却	167	
	債券発行費償却	230	
	金融派生商品費用	65	
	その他の業務費用	158	
営業	経常費用	131	
その他	経常費用	76,823	
	貸倒引当金繰入額	55,602	
	貸出金償却	48,478	
	株式等売却損	1,480	
	株式等償却	125	
	その他の経常費用	46	
		5,472	
経常	利益		26,659
特別	利益		275
特別	損失		524
	固定資産処分損失	208	
	減損	316	
税引前	当期純利益		26,409
法人税、住民税及び事業税		15,413	
法人税等調整額		△2,840	
法人税等合計			12,573
当期純利益			13,835

第84期 [平成24年4月 1日から
平成25年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
当 期 首 残 高	2 1 8 , 6 5 3
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	2 1 8 , 6 5 3
危 機 対 応 準 備 金	
当 期 首 残 高	1 5 0 , 0 0 0
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	1 5 0 , 0 0 0
特 別 準 備 金	
当 期 首 残 高	4 0 0 , 8 1 1
当 期 変 動 額	
当 期 変 動 額 合 計	—
当 期 末 残 高	4 0 0 , 8 1 1
資 本 剰 余 金	
そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	0
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 処 分	0
当 期 変 動 額 合 計	0
当 期 末 残 高	0
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	
当 期 首 残 高	1 6 , 1 1 4
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	8 9 9
当 期 変 動 額 合 計	8 9 9
当 期 末 残 高	1 7 , 0 1 4
そ の 他 利 益 剰 余 金	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	
当 期 首 残 高	6 5 5
当 期 変 動 額	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△ 3 1
当 期 変 動 額 合 計	△ 3 1
当 期 末 残 高	6 2 4
特 別 積 立 金	
当 期 首 残 高	4 9 , 5 7 0
当 期 変 動 額	

科 目	金 額
当期変動額合計	—
当期末残高	49,570
繰越利益剰余金	
当期首残高	18,450
当期変動額	
剰余金の配当	△5,398
当期純利益	13,835
固定資産圧縮積立金の取崩	31
当期変動額合計	8,468
当期末残高	26,919
利益剰余金合計	
当期首残高	84,791
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	13,835
固定資産圧縮積立金の取崩	—
当期変動額合計	9,337
当期末残高	94,128
自己株式	
当期首残高	△983
当期変動額	
自己株式の取得	△11
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△11
当期末残高	△995
株主資本合計	
当期首残高	853,272
当期変動額	
剰余金の配当	△4,498
当期純利益	13,835
自己株式の取得	△11
自己株式の処分	0
当期変動額合計	9,325
当期末残高	862,598
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	9,239
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,642
当期変動額合計	4,642
当期末残高	13,882
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	11
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11
当期変動額合計	△11

科 目	金 額
当 期 末 残 高	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	9, 2 5 1
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4, 6 3 1
当 期 変 動 額 合 計	4, 6 3 1
当 期 末 残 高	1 3, 8 8 2
純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	8 6 2, 5 2 3
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△ 4, 4 9 8
当 期 純 利 益	1 3, 8 3 5
自 己 株 式 の 取 得	△ 1 1
自 己 株 式 の 処 分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4, 6 3 1
当 期 変 動 額 合 計	1 3, 9 5 6
当 期 末 残 高	8 7 6, 4 8 0

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ130万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,602百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は88,171百万円、延滞債権額は311,340百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は427百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は541百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は400,480百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、283,332百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	462,240百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,098百万円
借入金	155,000百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,380百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等 2,215百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、889,258百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが865,068百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受

けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 61,789百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,067百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は190,532百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 17,365百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 5,617百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	103百万円
役務取引等に係る収益総額	16百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	82百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	131百万円
その他の取引に係る費用総額	4,642百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	9,721	81	1	9,801	(注)
合計	9,721	81	1	9,801	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成25年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	180

2. 満期保有目的の債券（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	470,570	482,474	11,903
	小計	470,570	482,474	11,903
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		470,570	482,474	11,903

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	14,210	6,988	7,221
	債券	1,619,112	1,606,370	12,741
	国債	1,264,030	1,254,112	9,917
	地方債	108,640	108,026	614
	短期社債	19,998	19,998	0
	社債	226,442	224,233	2,209
	その他	8,918	6,849	2,068
	小計	1,642,240	1,620,208	22,032
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	1,795	2,312	△517
	債券	33,010	33,148	△138
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	4,999	4,999	△0
	社債	28,010	28,148	△138
	その他	13,239	13,239	—
	小計	48,045	48,700	△655
合計		1,690,285	1,668,909	21,376

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	8,499
その他	160
合計	8,660

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,458	138	98
債券	222,495	1,781	—
国債	222,495	1,781	—
その他	56,678	483	195
合計	280,631	2,403	293

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、230百万円（うち、社債230百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	59,899 百万円
退職給付引当金	1,809
その他	<u>11,373</u>
繰延税金資産小計	73,082
評価性引当額	<u>△11,303</u>
繰延税金資産合計	61,778
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,494
子会社株式	815
固定資産圧縮積立金	342
その他	<u>0</u>
繰延税金負債合計	8,653
繰延税金資産の純額	<u>53,125百万円</u>

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 149円61銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 6円35銭

